



# LRIC方式の適用見直しの検討に係る 今後の進め方（案）及びそれに対する意見

---

令和8年5月19日  
事務局

## （１）ビル&キープ方式の原則化にあわせたLRIC方式の適用の廃止

加入電話の利用減少やメタル回線設備の維持限界により、2035年頃までにはメタル回線設備を利用した加入電話のサービスレベルの維持が困難となる「維持・縮退フェーズ」において、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備・技術を利用するというLRIC方式の前提は実態と乖離しつつあり、新たな設備更改が見込まれない状況においてLRIC方式はベンチマークとして機能せず、既にその役割は終えているとの意見が示された。

一方、LRIC方式を廃止した場合、

- ① 接続料の原価算定において、メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通しが明らかでない
- ② 音声接続料の事業者間協議における固定系非指定電気通信事業者にとってのベンチマークとしての役割が失われるといった懸念も示された。

「ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方（案）」で述べたとおり、音声接続料についてビル&キープ方式の原則化を進めることとした場合、事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則として無くなり、上記①②の懸念は解消されると考えられることから、**ビル&キープ方式の原則化にあわせて、接続料算定におけるLRIC方式の適用は廃止することが適当ではないか。**

## （２）ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法

また、**ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、**

- ① 移行期間における継続性・安定性を重視し、引き続きLRIC方式を適用する
- ② LRIC方式の前提が実態と乖離しつつあることを重視し、速やかに実績原価方式に移行する
- ③ ビル&キープ方式の原則化への円滑な移行を重視し、ガイドパスを設ける等の方法により移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていく

といった対応案が考えられるが、**移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて、関係事業者の意見を聴きつつ、今後検討を進めることが適当ではないか。**

なお、**仮に移行期間において引き続きLRIC方式を適用することとした場合においても、時限的な措置であり、検討に係る費用対効果を考慮すると、LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないとすることが適当ではないか。**

## （3）「裁定方針」第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方

（裁定方針の在り方について）

**音声接続料についてビル&キープ方式を原則化した場合、非指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して裁定の対象となるのは基本的にデータ接続料と考えられるが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適切ではないか。**

その上で、例えば、固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合については、第一種指定電気通信設備に係る認可接続約款に定める接続料を、移動系非指定電気通信事業者が提供するデータ伝送役務をMVNOである他事業者が卸役務等により利用する場合については、第二種指定電気通信設備に係る届出接続約款に定める接続料を、それぞれベンチマークとする等、**LRIC方式に代わるベンチマークについて検討することが適切ではないか。**

今後の進め方（案）に対する意見

# (1) ビル&キープ方式の原則化にあわせたLRIC方式の適用の廃止

事業者	主な意見
NTT東西	<ul style="list-style-type: none"><li>当社としては、LRIC方式を導入する上での前提とされた音声通話市場における加入電話の独占性はもはや存在しないこと、中継電話市場の競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式は、その役割を終えていること及び「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する」というLRIC方式の前提は実態と乖離していること等の理由により、<b>ビル&amp;キープ方式原則化の実施有無によらず、LRIC方式は直ちに廃止し、実際費用方式（実績原価）へ移行すべき</b>と考えています。</li></ul>
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"><li>当社は、音声サービス市場の縮小傾向は今後も継続すると考えられることから、行政・事業者双方の規制対応コストの最小化を図ることが望ましいと考えます。</li><li>そのため、規律整備時に整理された役目・役割を果たしたと考えられる規律については随時廃止すべきであると考えます。</li><li>この点、<b>LRICは、導入当初に整理された「接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する」という役目・役割を果たしたと考えられるので、電気通信事業法を改正し、即時廃止すべき</b>だと考えます。</li></ul>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"><li>ビル&amp;キープ方式の原則化が実現された場合、事業者間における音声接続料の精算は原則不要となり、LRIC方式から実際費用方式に見直しても接続事業者に与える影響は限定的になることから、事業者・行政コストの最小化のためにはLRIC方式による接続料算定の廃止が望ましいと考えるため、<b>ビル&amp;キープ方式の原則化にあわせてLRIC方式の適用を廃止することに賛同</b>いたします。</li><li>実施時期はビル&amp;キープの原則化とあわせて、メタルIP電話への移行が本格化する2028年度までに実施することが適切と考えます。</li></ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"><li>接続制度全体のバランスが適切に確保されることを前提とすれば、音声接続における<b>ビル&amp;キープ方式の原則化について許容可能</b>と考えます。</li><li><b>ビル&amp;キープ方式導入までの期間においても</b>、事業者および行政双方のコスト最小化の観点から、LRIC方式について、基本的な算定の考え方を変更する議論は行わず、FY26適用接続料をベースにビル&amp;キープ方式導入年度の適用接続料を0円とする<b>グライドパスの設定を業界全体として統一的に実施することが適当</b>と考えます。</li></ul>
楽天モバイル	<ul style="list-style-type: none"><li><b>LRIC方式の適用見直しに係る検証・検討を実施することについて賛同</b>いたします。</li><li>LRIC方式の適用を維持するか否かに依らず、LRIC方式を導入した趣旨であるNTT東西殿の非効率性の排除については、公開の場において検証・検討すべきと考えます。</li></ul>
アイ・ピー・エス・プロ	<ul style="list-style-type: none"><li><b>ビル&amp;キープ方式の原則化にあわせて、LRIC方式を廃止することについては賛成の立場</b>です。</li></ul>
Coltテクノロジーサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>音声接続料に係るビル&amp;キープ方式の原則化、2031年度からの全事業者一律適用、LRIC方式の適用廃止について、<b>現時点において制度実施方針又は既定路線として位置付けることには慎重であるべき</b>と考えます。</li><li>LRIC方式の算定負担が増していることを踏まえ、見直しを検討する余地があること自体は理解します。</li></ul>
エネコム	<ul style="list-style-type: none"><li>当社の考えについては、これまでの接続政策委員会での意見提出においてご説明させていただいたとおりです。</li><li>一方で、『今後の進め方（案）』については、総務省において各事業者からの様々な意見等を踏まえた上で、取り纏められたものと理解します。</li></ul>

### 移行期間における音声接続料の算定方法について

#### 事業者

#### 主な意見

NTT東西	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当社としては、ビル&amp;キープ方式原則化の実施有無によらず、LRIC方式は直ちに廃止し、実際費用方式（実績原価）へ移行すべきと考えています。</li><li>・ ビル&amp;キープ方式の原則化にあたり、移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」を導入するとした場合には、以下の問題が生じることから、ビル&amp;キープ方式を原則化する際には、「激変緩和措置」を導入するべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠であると考えます。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的な内容や実現方法の検討に相当の期間を要し、行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながる。</li><li>・ 激変緩和措置はビル&amp;キープ方式導入によるマイナスの収支影響（受取接続料と支払接続料の差分）が大きい事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなり、当該事業者の事業継続性を阻害することになってしまうことも想定される。</li><li>・ 各社は自社の利用者料金水準・体系を段階的に変更することも想定され、事業者のみならず、利用者の混乱を招くおそれがある。</li><li>・ ビル&amp;キープ方式は、トラフィックの多寡に関わらず各事業者が自社網コストを全て負担し、そのコストをユーザからの通話料により回収するモデルへとドラスティックに変革するものであることから、現行制度とビル&amp;キープ方式との間で「激変緩和」という中間解を採ることはなじまない。</li><li>・ 仮に「激変緩和措置」を導入するのであれば、非指定事業者の接続料も含めて一律に低減化させることを確実に担保するための規律を設けることが必須であるが、その実現へのハードルは高い。</li></ul></li></ul>
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 接続料は実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが原理原則だと考えます。</li><li>・ そのため、料金の妥当性・負担の公平性の観点から実際に発生した費用と通信量に基づき接続料を決定する②実績原価方式を採用し、特定の事業者が未回収額を負担することがないようにすることが適当だと考えます。</li></ul>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ビル&amp;キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、関係事業者への円滑な移行を考慮し、導入前後において急激な変動による関係事業者への影響を最小限にする対策が必要であるため、移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていく③の案が望ましいと考えます。</li></ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ FY26適用接続料をベースにビル&amp;キープ方式導入年度の適用接続料を0円とするガイドパスの設定を業界全体として統一的に実施することが適当と考えます。</li></ul>
Coltテクノロジーサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮に実績原価方式等へ移行する場合であっても、LRIC方式が担ってきた費用の妥当性を検証する機能を失わせてはならないと考えます。具体的には、以下について制度実施前に明示する必要があります。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 非効率費用の排除方法</li><li>・ 共通費配賦、予測通信量、縮退局面における残存費用の取扱い</li><li>・ ベンチマーク又は比較基準の設定方法、透明性及び検証可能性</li></ul></li><li>・ 「ビル&amp;キープ方式を原則化すれば、LRIC方式廃止に伴う懸念が解消される」との整理は、精算の有無と費用検証の機能を区別して整理する必要があります。</li></ul>

## (2) ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法

### 移行期間においてLRIC方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化について

事業者	主な意見
NTT東西	<ul style="list-style-type: none"><li>• 入力値の固定化等の検討にあたっては、固定化等を行う入力値を選定するための考え方の整理や、固定化等を行うことにより人件費・物件費の高騰といった実態が反映されなくなるといった課題への対応案の検討など、様々な検討が必要であり、相当程度の検討稼働・期間を要するため、簡素化により大きな費用対効果は見込めないことから、「<b>LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないとすることが適当</b>」とする事務局の方針案に賛同します。</li></ul>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者・行政コストの最小化の観点から、<b>LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないことに賛同</b>いたします。</li></ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者および行政双方のコスト最小化の観点から、<b>LRIC方式について、基本的な算定の考え方を変更する議論は行わないことが適当</b>と考えます。</li></ul>

### (3) 「裁定方針」第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方

事業者	主な意見
NTT東西	<ul style="list-style-type: none"><li>業界全体における適切・公平なコスト負担の実現のためには、料金設定の根拠に対する透明性を確保することが不可欠であり、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するためには、少なくとも需要（接続料の分母）、該当接続機能に係る資産・費用（接続料の分子）、分子分母それぞれの妥当性を示す根拠（ユーザ数や接続機能のネットワーク構成図等）に関する情報が必要であると考えます。</li><li>仮に<b>それらの情報が示されない場合には、第一種・第二種指定事業者の類似機能の接続料をベンチマークとするという事務局の方針案に賛同</b>します。</li></ul>
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"><li>ビル&amp;キープ方式の原則化までにLRICが廃止された場合、裁定方針第3項が参照するベンチマークについては今後検討が必要だと考えます。</li><li>第二種指定事業者のデータ接続料は片務的な接続料であるため、裁定に至る場合は、非指定事業者からの裁定申請となりますが、データ接続料は第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定し、総務省による検証も受けているため、裁定に至る可能性は低いと考えられます。ただし、第二種指定事業者に指定される前に楽天殿によるデータ接続が開始された場合は、裁定に至る可能性があります。</li><li>なお、ビル&amp;キープ方式の原則化の対象外である構造的に片務的となる呼について、今後、検討する簡易的な精算方法の合意形成が不十分である場合は、裁定に至る可能性があるため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要だと考えます。</li></ul>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"><li>裁定方針の在り方については、現時点において、例示されているような音声接続料以外の接続料におけるLRIC方式に代わるベンチマークの設定が必要と考えられる状況は特段想定されないため、<b>今後、音声接続料以外の接続料においてLRIC方式に代わるベンチマークの設定が必要となる状況が生じた場合に改めて検討することで良い</b>と考えます。</li></ul>
アイ・ピー・エス・プロ	<ul style="list-style-type: none"><li>当社といたしましては、<b>「LRIC方式に代わるベンチマークの在り方」が重要な課題であると認識</b>しております。適用見直しの開始までに、可能な限り各事業者間で合意可能な基準・枠組みを確立することが必要であると考えます。</li></ul>